

伝統工芸魅力向上・担い手確保支援業務 委託仕様書

本仕様書は、ものづくりを学ぶ学生等を対象としたインターンシップや求職者を対象とした地域一体での企業見学会の実施による雇用増加を目指すとともに、求職者の受入れや経営課題を解決するためのセミナー・ワークショップの開催により、事業者を支援することで、本県の伝統産業の「良質な雇用」の創出につなげ、産業の振興と発展を図る業務について定める。

1 委託業務名

伝統工芸魅力向上・担い手確保支援業務

2 委託業務の内容

(1) インターンシップの実施

伝統工芸事業者において、求職者や学生を対象としたインターンシップを実施し、実際の作業や職場環境を体験する機会を提供する。これにより、伝統工芸分野での就業意欲を喚起し、事業者とのマッチングを促進する。

実施期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

実施回数：年3事業者

実施場所：県内の伝統産業事業者の工房・工場等

(2) 企業見学会の開催

地域全体で伝統産業の魅力を発信し、求職者や地域住民、観光客などに広く業界の理解を促すための企業見学会を開催する。これにより、求職者に対し、伝統産業への就職機会を提供する。

実施期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

実施回数：年2回

実施場所：県内の伝統産業事業者の工房・工場等

(3) セミナー・ワークショップの開催

伝統産業の事業者を対象に、求職者の受入れや経営の課題を解決するためのセミナー・ワークショップを開催する。

実施期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

実施回数：年4回

実施場所：県内外のセミナー開催に適した施設またはオンライン

(4) その他、伝統産業の活性化及び雇用の創出に必要な業務

3 本業務の成果目標

本業務による支援を受けたことにより、新たに雇用又は処遇改善が図られた者の数とすること。具体的には、「アウトカムの対象となる者」であって、本業務による支援の結果、「良質な雇用の基準」を新たに満たすこととなった者の数とする。

ただし、支援開始後に事業主都合による解雇等を行った事業主に雇用された者の数は除くものとする。

また、新規創業を行った者やフリーランス等で就労することになった者については、アウトカムの対象にならない。

※良質な雇用の基準（次の a 及び c 又は b 及び c を満たすこと）

- a 就労期間における所定内給与額の 1 か月当たりの平均額が199,500円以上であること。
- b 前職（直近のものに限る。）または処遇改善日前の月所定内給与額5%以上上昇したこと。
- c 月平均所定外労働時間が20時間以下であること。

（1）アウトカムの対象となる者（ア～オのいずれかに該当する者）

ア 支援を受けた事業主に正社員として雇用された者（正社員以外から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。）

※正社員の定義（a～dのいずれにも該当すること）

- a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。
- d 労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

イ 支援を受けた事業主に非正規雇用労働者として雇用された者

※非正規労働者の定義（a～eのいずれにも該当すること）

- a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であること。
- b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- c 週所定労働時間が20時間以上の労働者であること。
- d 同一労働同一賃金の観点から、正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。
- e 正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。

ウ 支援実施前から事業主に雇用されている正社員又は非正規雇用労働者であって、支援を受けたことにより処遇が改善した者（当該処遇改善の前に良質な雇用の基準を満たしていない者に限る）

（2）本年度目標数（アウトカム）

ア アウトカムの対象となる「良質な雇用」の数 12名

イ 目標達成期間

- a 令和7年11月末までにアウトカムの67%以上を達成すること
- b 令和8年3月末までにアウトカムの100%以上を達成すること

（3）（2）を達成するための活動指標（アウトプット）

ア 本業務における支援を受けた事業者数 17社

イ 目標達成期間

- a 令和7年11月末までにアウトプットの67%以上を達成すること
- b 令和8年3月末までにアウトプットの100%以上を達成すること

（4）進捗管理

進捗の管理は、常に（2）の目標数及び（3）の活動指標数値に留意の上、実

施すること。

数値が下回る場合、その他、現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、委託元と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

4 実績報告等

(1) 事業完了後は、必要な書類を添付の上、すみやかに実績報告すること。

(2) 実績報告に必要な添付書類は次のとおりとする。

- ア 事業完了報告書
- イ 事業の実施状況がわかる報告書
- ウ 経費明細書
- エ 支出した旨が証明できる領収書など
- オ その他必要と認められる書類

5 委託経費

(1) 対象経費(人件費及び事業費等)

- ア 賃金
- イ 社会保険料等
- ウ 謝金
- エ 旅費
- オ 消耗品費
- カ 賃借料
- キ 会議費
- ク 通信運搬費
- ケ 光熱水費
- コ 資料印刷費
- サ 委託元との協議の上認められた経費

人件費（付加的賃金を除く）等事業実施に当たって必要な経費については前金払ができるものとする。

なお、委託対象経費に一般管理費（直接人件費や直接経費に定率を乗じたもの）は認められないため、具体的な経費の内訳が分かるように積算を作成すること。

(2) 対象外経費

- ア 求職者又は労働者から費用を徴収する事業に係る経費
- イ 施設等の設置や改修、固定資産の取得に係る経費
- ウ 実施期間内に費消できない経費
- エ 取得価格又は効用の増加価格が50万円（間接補助事業者においては30万円。）を超える財産の取得に係る経費
- オ 国家・地方自治体公務員の諸謝金・旅費
- カ 求職者や労働者等に提供する物品（リーフレット、パンフレット、冊子封筒類を除く。）の購入等に係る経費
- キ 飲食に係る経費（都道府県の規定による会議開催時の茶菓代や旅費に含まれる場合を除く。）
- ク 日本国外における事務所や窓口の設置・運営に係る経費
- ケ 支援の対象となる事業主、求職者又は労働者等に対する補助、助成等（直接又は間接若しくは名称の如何を問わずこれに類するものを含む。以下同じ。）に係る経費

ただし、労働者に対して人材育成を実施する際の補助・助成等に係る経

費（当該労働者の賃金（社会保険料及び交通費を含む。以下同じ。）に対する補助・助成等に係る経費を除く。）については、例外として補助対象経費とする。この場合、補助・助成等の上限は、実施に要した経費の1／2相当額とすること。

また、求職者の人材育成及び正社員就職を目的として、紹介予定派遣の活用により、派遣元企業における座学研修と派遣先企業における就労を組み合わせた取組を実施する場合、当該求職者の賃金に対する補助・助成等に係る経費については、例外として補助対象経費とする。この場合、派遣期間中の賃金に対する補助・助成等の上限は、要した経費の1／2相当額とすること。

コ 職業安定法（昭和23年法律第141号）に定める「職業紹介」に係る事業に要する経費

サ 契約にかかる収入印紙等の経費

シ その他事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して県が補助対象とすることが適当でないと認める経費

6 事業実施に係る留意事項

（1）本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。本事業の実施に当たっては、総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに事業に従事するスタッフ等の労働者名簿、出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書及び社会保険等書類等の労働関係帳簿類等を整備するとともに、本事業とその他の事業との経理を明確に区分すること。

（2）本事業は、事業の終了後も含めて、今後、徳島県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、（1）で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。

（3）本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

（4）人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

（5）備品等購入（機械、器具の購入等）は認めない。また、事業実施に必要となる機械器具等については、原則リース・レンタルにより調達すること。

（6）リース・レンタルの契約においては、効率的に締結されるよう入札実施や複数の者から見積りを徴取する等により適正に取り扱うこと。

リース・レンタル契約の終了後、無償等で借り手に所有権を譲渡する旨の特記のある契約については、実態が購入による財産取得と変わらないことなどからリース・レンタル契約終了後、貸し手にリース・レンタル物件を返還する（所有権の移転が生じない）契約とすること。

（7）受託者は、本事業に従事する労働者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、その他関係法令を遵守するとともに、これ

ら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うこと。

7 その他

- (1) 本事業は、国の地域活性化雇用創造プロジェクトを活用して行うため、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領等」に規定される要件を遵守すること。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、最大限協力すること。
- (3) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額及びその他必要な事項について記載した書面をあらかじめ県に提出し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。(再委託等の禁止)
- (4) その他、本件に関して疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、決定するものとする。